

# 令和8年度むつ市地域スポーツクラブ補助金 募集要項

中学生を対象とするスポーツ団体の活動を支援するため、「令和8年度むつ市地域スポーツクラブ補助金」の募集を開始します。

## ●補助対象者

次の各項目のいずれにも該当する、中学生を対象とするスポーツ団体

- ①地域スポーツクラブの登録住所及び活動拠点が原則として市内である。
- ②規約、会則等が定められており、地域スポーツクラブとして適切な組織的運営体制が確保されている。
- ③市内に在住し、又は市内の中学校に在籍する生徒（以下「市内生徒」という。）が希望する活動に主体的に参加できる体制が確保されている。
- ④入会している生徒が、むつ市地域文化・スポーツクラブ又は当該補助金が交付される他の地域スポーツクラブに重複加入していない。
- ⑤営利を目的とした運営でない。
- ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でない。
- ⑦暴力団（暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体を含む。）でない。

## ●補助対象経費

- ①指導者謝礼：1時間あたり1,600円を上限とする
  - ②旅費及び費用弁償：宿泊費は、大会等の開催日数に1日を加えた日数に係る費用を上限とする
  - ③需用費（食糧費を除く）：1万円未満で使用期間が概ね1年未満の消耗品費及び地域スポーツクラブで使用する備品の修繕料等
  - ④使用料及び手数料：会場使用料、物品等レンタル料、振込手数料、各競技協会又は連盟への登録料等  
地域スポーツクラブを運営するに当たり必要な使用料及び手数料
  - ⑤保険料：スポーツ保険加入料等地域スポーツクラブを運営するに当たり必要な保険料
  - ⑥備品購入費：1万円以上で1年以上使用できるもので、競技で直接使用する物品
  - ⑦大会参加料：令和8年度内に開催される大会を対象
- ※運営に要する上記経費から会費等の収入を差し引いた額が補助対象経費となります。

## ●補助金の額

補助対象経費の全額（補助上限50万円）

※ただし、バスケットボールクラブまたはバレーボールクラブで男女両方のチームを登録し活動を行う場合は補助上限60万円。

## ●補助金の申請

補助金の申請には以下書類の提出が必要となります。

- ①むつ市地域スポーツクラブ補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③会員名簿（様式第3号）
- ④事業計画書（様式第4号）

- ⑤収支予算書(様式第5号)
  - ⑥見積書の写し等の支出金額の根拠となる資料
  - ⑦補助対象者の規約又は会則のほか、当該団体の概要がわかる資料
- なお、様式第1号～第5号のデータは市HPからダウンロードいただけます。

#### ●実績報告

実績報告は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出する必要があります。

- ①むつ市地域文化スポーツクラブ補助金事業完了報告書(様式第11号)
- ②会員名簿(様式第3号)
- ③事業実績書(様式第4号)
- ④収支精算書(様式第5号)
- ⑤補助事業に要した経費のうち、補助対象経費の内訳を明らかにした領収書等
  - ・補助対象経費の内訳を明らかにした領収書等の根拠書類について、ご不明な点等がありましたら、事前に地域クラブ企画推進課へお問い合わせください。

なお、様式第3号、4号、5号、11号のデータは市HPからダウンロードいただけます。

#### ●補助金の請求

- ①補助金は事業完了後交付となります。  
ただし、市長が必要と認める時は概算払による交付が可能です。
- ②補助金の振込先口座は「チーム名義」もしくは「チーム代表者の名義」のものを記載してください。

#### ●注意事項

- ①補助対象経費について、「むつ市地域スポーツクラブ補助金交付決定通知書」により通知を受けた日付以降に支出を行ったものが、補助金の交付の対象となります。「交付決定」を受ける前に支出を行ったものは補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- ②補助金交付決定後に活動の内容等が変更となり、補助対象経費が交付決定額を超えることとなった場合は、必ず変更承認申請を行ってください。
- ③実績報告書類は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月末日のいずれか早い期日までに提出してください。制度の都合上、3月に発生する支払については補助の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

## 手続のながれ

申請者

むつ市

### ①補助金申請書類の提出

令和8年度むつ市地域スポーツクラブ補助金交付要綱を確認のうえ、以下書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書 ②誓約書 ③会員名簿 ④事業計画書
- ⑤収支予算書 ⑥見積書の写し等支出の根拠となる資料
- ⑦規約や会則等、団体の概要がわかる資料

### ①' 交付(不交付)決定通知

### ※変更承認申請書類の提出

補助対象経費が交付決定額を超えることとなった場合及び補助事業を廃止する場合のみ、提出が必要となります。

### ※' 変更承認(不承認)決定通知

申請者から「変更承認申請書類」の提出があった場合にのみ通知を行います。

### ②実績報告書類の提出

期日までに、以下書類を提出してください。

- ①事業完了報告書 ②会員名簿 ③収支精算書
- ④領収書等の支払根拠資料

### ②' 補助金の額の確定通知

### ③補助金の請求

むつ市地域スポーツクラブ補助金請求書を提出してください。

### ③' 補助金の支払

指定口座へ振込によりお支払いします

※申請手続等についてご不明な点がございましたら、むつ市教育委員会地域クラブ企画推進課へお問い合わせください。